

四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第3号

四日市市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(四日市市総合会館条例の一部改正)

第1条 四日市市総合会館条例(平成2年四日市市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表(第4条、第9条関係)				
区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時 まで
第1会議室	<u>660円</u>	<u>880円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,640円</u>
第2会議室	<u>880円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,540円</u>	<u>3,520円</u>
第3会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,980円</u>	<u>4,400円</u>
第4会議室	<u>1,760円</u>	<u>2,420円</u>	<u>3,080円</u>	<u>7,040円</u>
第5会議室	<u>880円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,540円</u>	<u>3,520円</u>
和室	<u>1,100円</u>	<u>1,540円</u>	<u>1,980円</u>	<u>4,400円</u>
備考 (略)				

改正前				
別表(第4条、第9条関係)				
区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時30 分から午後9 時まで	午前9時から 午後9時 まで

第1会議室	<u>650円</u>	<u>860円</u>	<u>1,080円</u>	<u>2,590円</u>
第2会議室	<u>860円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,510円</u>	<u>3,460円</u>
第3会議室	<u>1,080円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,940円</u>	<u>4,320円</u>
第4会議室	<u>1,730円</u>	<u>2,380円</u>	<u>3,020円</u>	<u>6,910円</u>
第5会議室	<u>860円</u>	<u>1,190円</u>	<u>1,510円</u>	<u>3,460円</u>
和室	<u>1,080円</u>	<u>1,510円</u>	<u>1,940円</u>	<u>4,320円</u>
備考 (略)				

(四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正)

第2条 四日市市新丁ひろば駐車場条例(平成22年四日市市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第6条関係)		
種別	単位	金額
(略)		
定期駐車料金	1か月	1台につき <u>9,900円</u>
(略)		

改正前		
別表(第6条関係)		
種別	単位	金額
(略)		
定期駐車料金	1か月	1台につき <u>9,720円</u>
(略)		

(四日市市地区市民センター条例の一部改正)

第3条 四日市市地区市民センター条例(昭和57年四日市市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 2 (第 6 条関係)

名称	区分	使用料 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
富洲原地区市民センター	調理室 (小) (床面積 60 m <sup>2</sup> 未満)	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
富田地区市民センター					<u>0</u>
羽津地区市民センター					
常磐地区市民センター	調理室 (中) (床面積 60 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満)	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
日永地区市民センター					<u>0</u>
四郷地区市民センター					
内部地区市民センター					
塩浜地区市民センター					
小山田地区市民センター	和室 (小) (床面積 60 m <sup>2</sup> 未満)	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
川島地区市民センター					<u>0</u>
神前地区市民センター					
桜地区市民センター	和室 (中) (床面積 60 m <sup>2</sup> 以上 100 m <sup>2</sup> 未満)	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
三重地区市民センター					<u>0</u>
県地区市民センター					
八郷地区市民センター					
下野地区市民センター					
大矢知地区市民センター	会議室 (小) (床面積 60 m <sup>2</sup> 未満)	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
河原田地区市民センター					<u>0</u>
水沢地区市民センター					
保々地区市民センター	会議室 (小) (床面積 60 m <sup>2</sup> 未満)	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
海蔵地区市民センター					<u>0</u>

橋北地区市民センター 楠地区市民センター	0㎡未満)				
	会議室 (中) (床面積6 0㎡以上1 00㎡未 満)	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
	会議室 (大) (床面積1 00㎡以上 200㎡未 満)	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
中部地区市民センター	茶室	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
	美術室	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
	音楽室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	和室	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	調理室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
会議室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>	
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
大会議室	<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>5,280</u>	
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
備考 (略)					

改正前

別表第2 (第6条関係)

名称	区分	使用料（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前 8 時 3 0 分から 正午ま で	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 3 0 分から 午後 9 時まで	午前 8 時 3 0 分から 午後 9 時まで
富洲原地区市民センター	調理室	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 9 5</u>
富田地区市民センター	(小)				<u>0</u>
羽津地区市民センター	(床面積 6				
常磐地区市民センター	0 m <sup>2</sup> 未満)				
日永地区市民センター	調理室	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 5 8</u>
四郷地区市民センター	(中)				<u>0</u>
内部地区市民センター	(床面積 6				
塩浜地区市民センター	0 m <sup>2</sup> 以上 1				
小山田地区市民センター	0 0 m <sup>2</sup> 未				
川島地区市民センター	満)				
神前地区市民センター	和室 (小)	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 9 5</u>
桜地区市民センター	(床面積 6				<u>0</u>
三重地区市民センター	0 m <sup>2</sup> 未満)				
県地区市民センター	和室 (中)	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 5 8</u>
八郷地区市民センター	(床面積 6				<u>0</u>
下野地区市民センター	0 m <sup>2</sup> 以上 1				
大矢知地区市民センター	0 0 m <sup>2</sup> 未				
河原田地区市民センター	満)				
水沢地区市民センター	会議室	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 9 5</u>
保々地区市民センター	(小)				<u>0</u>
海蔵地区市民センター	(床面積 6				
橋北地区市民センター	0 m <sup>2</sup> 未満)				
楠地区市民センター	会議室	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 5 8</u>
	(中)				<u>0</u>

	(床面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1000 m <sup>2</sup> 未満)				
	会議室 (大) (床面積 1000 m <sup>2</sup> 以上 2000 m <sup>2</sup> 未満)	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
中部地区市民センター	茶室	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
	美術室	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
	音楽室	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
	和室	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
	調理室	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
	会議室	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
	大会議室	<u>1,730</u>	<u>1,730</u>	<u>1,730</u>	<u>5,190</u>
備考 (略)					

(四日市市市民交流会館条例の一部改正)

第4条 四日市市市民交流会館条例(平成8年四日市市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第6条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）				
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）	延長 （一時間につき）
ホール	<u>4,070</u>	<u>5,720</u>	<u>7,370</u>	<u>16,280</u>	<u>4,070</u>
第1会議室	<u>2,750</u>	<u>3,850</u>	<u>4,950</u>	<u>11,000</u>	<u>2,750</u>
第2会議室	<u>990</u>	<u>1,430</u>	<u>1,760</u>	<u>4,070</u>	<u>990</u>
第3会議室	<u>1,870</u>	<u>2,640</u>	<u>3,410</u>	<u>7,480</u>	<u>1,870</u>
第4会議室	<u>1,870</u>	<u>2,640</u>	<u>3,410</u>	<u>7,480</u>	<u>1,870</u>
和室	<u>2,090</u>	<u>2,970</u>	<u>3,740</u>	<u>8,360</u>	<u>2,090</u>
附属設備等					<u>1,100</u>

備考（略）

## 改正前

別表（第6条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）				
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）	延長 （一時間につき）
ホール	<u>4,000</u>	<u>5,620</u>	<u>7,240</u>	<u>15,980</u>	<u>4,000</u>
第1会議室	<u>2,700</u>	<u>3,780</u>	<u>4,860</u>	<u>10,800</u>	<u>2,700</u>
第2会議室	<u>970</u>	<u>1,400</u>	<u>1,730</u>	<u>4,000</u>	<u>970</u>
第3会議室	<u>1,840</u>	<u>2,590</u>	<u>3,350</u>	<u>7,340</u>	<u>1,840</u>
第4会議室	<u>1,840</u>	<u>2,590</u>	<u>3,350</u>	<u>7,340</u>	<u>1,840</u>
和室	<u>2,050</u>	<u>2,920</u>	<u>3,670</u>	<u>8,210</u>	<u>2,050</u>
附属設備等					<u>1,080</u>

備考 (略)

(四日市市楠福社会館条例の一部改正)

第5条 四日市市楠福社会館条例(平成16年四日市市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後									
別表(第6条関係)									
区分又は用途		基本利用料金の上限度(円)							
		午前		午後		夜間		全日	
		午前8時30分から午後0時30分まで		午後1時から午後5時まで		午後5時30分から午後9時30分まで		午前8時30分から午後9時30分まで	
		ホ ー ル (ス テ ー ジ 共)	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル (ス テ ー ジ 共)	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル (ス テ ー ジ 共)	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル (ス テ ー ジ 共)	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき
(1) 個人、私 的団体 (企業 を含 む) の催し 行事等	平日	<u>6,2</u> <u>80</u>	<u>1,2</u> <u>50</u>	<u>6,2</u> <u>80</u>	<u>1,2</u> <u>50</u>	<u>6,2</u> <u>80</u>	<u>1,2</u> <u>50</u>	<u>18,</u> <u>84</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>50</u>
	土・ 日・ 祝日	<u>8,8</u> <u>00</u>	<u>1,8</u> <u>80</u>	<u>8,8</u> <u>00</u>	<u>1,8</u> <u>80</u>	<u>8,8</u> <u>00</u>	<u>1,8</u> <u>80</u>	<u>26,</u> <u>40</u> <u>0</u>	<u>5,6</u> <u>40</u>
(2) 営 利行為 を行う 催し行 事等	平日	<u>12,</u> <u>56</u> <u>0</u>	<u>2,5</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>56</u> <u>0</u>	<u>2,5</u> <u>00</u>	<u>12,</u> <u>56</u> <u>0</u>	<u>2,5</u> <u>00</u>	<u>37,</u> <u>68</u> <u>0</u>	<u>7,5</u> <u>00</u>
	土・ 日・ 祝日	<u>17,</u> <u>60</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>60</u>	<u>17,</u> <u>60</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>60</u>	<u>17,</u> <u>60</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>60</u>	<u>52,</u> <u>80</u> <u>0</u>	<u>11,</u> <u>280</u>
附属器具及 び冷暖房		<u>2,310</u>							
備考 (略)									



改正前

別表（第6条関係）

区分又は用途		基本利用料金の上限度（円）							
		午前		午後		夜間		全日	
		午前8時30分から午後0時30分まで		午後1時から午後5時まで		午後5時30分から午後9時30分まで		午前8時30分から午後9時30分まで	
		ホ ー ル （ ス テ ー ジ 共）	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル （ ス テ ー ジ 共）	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル （ ス テ ー ジ 共）	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき	ホ ー ル （ ス テ ー ジ 共）	他 の 一 室 又 は 一 区 画 に つき
(1) 個人、私 的団体 （企業 を含 む。） の催し 行事等	平日	<u>6,1</u> <u>70</u>	<u>1,2</u> <u>30</u>	<u>6,1</u> <u>70</u>	<u>1,2</u> <u>30</u>	<u>6,1</u> <u>70</u>	<u>1,2</u> <u>30</u>	<u>18,</u> <u>51</u> <u>0</u>	<u>3,6</u> <u>90</u>
	土・ 日・ 祝日	<u>8,6</u> <u>40</u>	<u>1,8</u> <u>50</u>	<u>8,6</u> <u>40</u>	<u>1,8</u> <u>50</u>	<u>8,6</u> <u>40</u>	<u>1,8</u> <u>50</u>	<u>25,</u> <u>92</u> <u>0</u>	<u>5,5</u> <u>50</u>
(2) 営 利行為 を行う 催し行 事等	平日	<u>12,</u> <u>34</u> <u>0</u>	<u>2,4</u> <u>60</u>	<u>12,</u> <u>34</u> <u>0</u>	<u>2,4</u> <u>60</u>	<u>12,</u> <u>34</u> <u>0</u>	<u>2,4</u> <u>60</u>	<u>37,</u> <u>02</u> <u>0</u>	<u>7,3</u> <u>80</u>
	土・ 日・ 祝日	<u>17,</u> <u>28</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>00</u>	<u>17,</u> <u>28</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>00</u>	<u>17,</u> <u>28</u> <u>0</u>	<u>3,7</u> <u>00</u>	<u>51,</u> <u>84</u> <u>0</u>	<u>11,</u> <u>10</u> <u>0</u>
附属器具及び 冷暖房		<u>2,270円</u>							

備考（略）

（四日市市楠防災会館条例の一部改正）

第6条 四日市市楠防災会館条例（平成16年四日市市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第4条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	（午前8時30分から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時30分から午後9時まで）	（午前8時30分から午後9時まで）
和室	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
ホール	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
附属器具及び 冷暖房				<u>2,310</u>

備考（略）

改正前

別表（第4条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	（午前8時30分から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後5時30分から午後9時まで）	（午前8時30分から午後9時まで）
和室	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
ホール	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
附属器具及び 冷暖房				<u>2,270円</u>

備考（略）

（四日市市楠避難会館条例の一部改正）

第7条 四日市市楠避難会館条例（平成16年四日市市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第4条関係）

施設の名称	使用料の額（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	（午前 8 時 30 分から正午まで）	（午後 1 時から午後 5 時まで）	（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）	（午前 8 時 30 分から午後 9 時まで）
和室	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1, 9 8 0</u>
ホール	<u>8 8 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>2, 6 4 0</u>
附属設備等	1 日 1 回につき			<u>1, 6 5 0</u>
（略）				
備考（略）				

改正前				
別表（第 4 条関係）				
施設の名称	使用料の額（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	（午前 8 時 30 分から正午まで）	（午後 1 時から午後 5 時まで）	（午後 5 時 30 分から午後 9 時まで）	（午前 8 時 30 分から午後 9 時まで）
和室	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>	<u>1, 9 5 0</u>
ホール	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>2, 5 8 0</u>
附属設備等	1 日 1 回につき			<u>1, 6 2 0</u>
（略）				
備考（略）				

（四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正）

第 8 条 四日市市楠ふれあいセンター条例（平成 1 7 年四日市市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表（第 6 条関係）	
区分	基本利用料金の上限度（円）

	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 3 0 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
多目的室	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
ふれあい室	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
談話室	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
創作室	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
附属設備等 (1回あたり)				<u>1,650</u>
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表 (第 6 条関係)				
区分	基本利用料金の上限額 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 8 時 3 0 分から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
多目的室	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
ふれあい室	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
談話室	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
創作室	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
附属設備等 (1回あたり)				<u>1,620</u>
(略)				
備考 (略)				

(四日市市楠交流会館条例の一部改正)

第9条 四日市市楠交流会館条例(平成26年四日市市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表(第5条関係)					
区分		基本使用料(円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
大集会室		<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>5,280</u>
研修室	1室のみ利用	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
	2室利用	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
	3室利用	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
和室	1室のみ利用	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
	2室利用	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
小会議室		<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
調理室		<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
備考 (略)					

改正前					
別表(第5条関係)					
区分		基本使用料(円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
大集会室		<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>1,760</u>	<u>5,280</u>
研修室	1室のみ利用	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
	2室利用	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
	3室利用	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>3,300</u>
和室	1室のみ利用	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
	2室利用	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>
小会議室		<u>660</u>	<u>660</u>	<u>660</u>	<u>1,980</u>
調理室		<u>880</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>2,640</u>

		0分から正 午まで	午後5時まで	分から午後9 時まで	0分から午 後9時まで
大集会室		<u>1,730</u>	<u>1,730</u>	<u>1,730</u>	<u>5,190</u>
研 修 室	1室のみ 利用	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
	2室利用	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
	3室利用	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>3,240</u>
和室	1室のみ 利用	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
	2室利用	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
小会議室		<u>650</u>	<u>650</u>	<u>650</u>	<u>1,950</u>
調理室		<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>2,580</u>
備考 (略)					

(四日市市なや学習センター条例の一部改正)

第10条 四日市市なや学習センター条例(平成11年四日市市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表(第7条関係)					
区分	基本利用料金の上限額(円)				
	午前	午後	夜間	全日	延長
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>	<u>880</u>
音楽室	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,010</u>	<u>4,210</u>	<u>880</u>
工学演	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>6,280</u>	<u>13,980</u>	<u>3,300</u>

習室					
(略)					
備考 (略)					

改正前					
別表 (第7条関係)					
区分	基本利用料金の上限額 (円)				
	午前	午後	夜間	全日	延長
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	(一時間につき)
会議室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>	<u>860</u>
音楽室	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>	<u>860</u>
工学演習室	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>6,170</u>	<u>13,730</u>	<u>3,240</u>
(略)					
備考 (略)					

(四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年四日市市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後
-----

別表（第7条関係）

施設の名称			基本利用料金の上限額（円）				備考	
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		
ホール	第1ホール	平日	<u>22,000</u>	<u>33,000</u>	<u>49,500</u>	<u>104,500</u>		
		〃（1階のみ）	<u>15,400</u>	<u>23,100</u>	<u>34,650</u>	<u>73,150</u>		
		土・日・休日	<u>27,500</u>	<u>41,800</u>	<u>62,700</u>	<u>132,000</u>		
		〃（1階のみ）	<u>19,250</u>	<u>29,260</u>	<u>43,890</u>	<u>92,400</u>		
	第2ホール	平日	<u>7,700</u>	<u>11,000</u>	<u>16,500</u>	<u>35,200</u>		
		土・日・休日	<u>9,900</u>	<u>13,200</u>	<u>20,900</u>	<u>44,000</u>		
	第3ホール		<u>4,950</u>	<u>7,150</u>	<u>11,000</u>	<u>23,100</u>		
	第4ホール	A	<u>1,870</u>	<u>2,750</u>	<u>4,180</u>	<u>8,800</u>		
		B	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>2,640</u>	<u>5,500</u>		
		C	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>2,640</u>	<u>5,500</u>		
	楽屋	第1ホ一	第1楽屋	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>3,630</u>	
			第2楽屋	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>3,630</u>	



ル	第3楽屋	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,870</u>	<u>3,960</u>	
	第4楽屋	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,870</u>	<u>3,960</u>	
	第5楽屋	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,870</u>	<u>3,960</u>	
	第6楽屋	<u>880</u>	<u>1,210</u>	<u>1,870</u>	<u>3,960</u>	
	控室	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>2,090</u>	
第2ホール	第1楽屋	<u>660</u>	<u>990</u>	<u>1,650</u>	<u>3,300</u>	
	第2楽屋	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>3,630</u>	
	第3楽屋	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>3,630</u>	
	第4楽屋	<u>770</u>	<u>1,100</u>	<u>1,760</u>	<u>3,630</u>	
	控室	<u>330</u>	<u>550</u>	<u>770</u>	<u>1,650</u>	
リハーサル・練習室	第1リハーサル室	<u>1,980</u>	<u>2,970</u>	<u>4,510</u>	<u>9,460</u>	
	第2リハーサル室	<u>1,320</u>	<u>1,980</u>	<u>2,970</u>	<u>6,270</u>	
	第1練習室	<u>1,210</u>	<u>1,870</u>	<u>2,750</u>	<u>5,830</u>	
	第2練習室	<u>550</u>	<u>770</u>	<u>1,320</u>	<u>2,640</u>	
	第3練習室	<u>550</u>	<u>770</u>	<u>1,320</u>	<u>2,640</u>	
会議	第1会議室	<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	<u>5,500</u>	<u>11,000</u>	

室			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	
	第2会議室		<u>1,320</u>	<u>1,870</u>	<u>2,860</u>	<u>6,050</u>	
	第3会議室		<u>1,320</u>	<u>1,870</u>	<u>2,860</u>	<u>6,050</u>	
	第1和室		<u>550</u>	<u>660</u>	<u>1,100</u>	<u>2,310</u>	
	第2和室		<u>550</u>	<u>660</u>	<u>1,100</u>	<u>2,310</u>	
展示室	第1展示室	A B	<u>4,620</u>	<u>6,930</u>	<u>10,450</u>	<u>22,000</u>	
		C D	<u>4,620</u>	<u>6,930</u>	<u>10,450</u>	<u>22,000</u>	
	第3展示室		<u>2,750</u>	<u>4,180</u>	<u>6,270</u>	<u>13,200</u>	
	第4展示室		<u>660</u>	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>2,860</u>	
附属設備及び備品		種類又は品目ごとに <u>16,500円</u> の範囲内で規則で定める額					

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 冷暖房使用に係る利用料金の上限額は、1時間につき第1ホール4,400円、第2ホール2,750円とする。

改正前

別表（第7条関係）

施設の名称			基本利用料金の上限額（円）				備考	
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後10時まで）	全日（午前9時から午後10時まで）		
ホール	第1ホール	平日	<u>21,600</u>	<u>32,400</u>	<u>48,600</u>	<u>102,600</u>		
		〃（1階のみ）	<u>15,120</u>	<u>22,800</u>	<u>34,020</u>	<u>71,820</u>		
		土・日・休日	<u>27,000</u>	<u>41,040</u>	<u>61,560</u>	<u>129,600</u>		
		〃（1階のみ）	<u>18,900</u>	<u>28,710</u>	<u>43,050</u>	<u>90,720</u>		
	第2ホール	平日	<u>7,560</u>	<u>10,800</u>	<u>16,200</u>	<u>34,560</u>		
		土・日・休日	<u>9,720</u>	<u>12,960</u>	<u>20,520</u>	<u>43,200</u>		
	第3ホール		<u>4,860</u>	<u>7,020</u>	<u>10,800</u>	<u>22,680</u>		
	第4ホール	A	<u>1,840</u>	<u>2,700</u>	<u>4,100</u>	<u>8,640</u>		
		B	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>2,590</u>	<u>5,400</u>		
		C	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>2,590</u>	<u>5,400</u>		
	楽屋	第1ホ一	第1楽屋	<u>760</u>	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>3,570</u>	
			第2楽屋	<u>760</u>	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>3,570</u>	

ル	第3楽屋	<u>860</u>	<u>1,190</u>	<u>1,840</u>	<u>3,890</u>	
	第4楽屋	<u>860</u>	<u>1,190</u>	<u>1,840</u>	<u>3,890</u>	
	第5楽屋	<u>860</u>	<u>1,190</u>	<u>1,840</u>	<u>3,890</u>	
	第6楽屋	<u>860</u>	<u>1,190</u>	<u>1,840</u>	<u>3,890</u>	
	控室	<u>430</u>	<u>650</u>	<u>970</u>	<u>2,050</u>	
第2ホール	第1楽屋	<u>650</u>	<u>970</u>	<u>1,620</u>	<u>3,240</u>	
	第2楽屋	<u>760</u>	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>3,570</u>	
	第3楽屋	<u>760</u>	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>3,570</u>	
	第4楽屋	<u>760</u>	<u>1,080</u>	<u>1,730</u>	<u>3,570</u>	
	控室	<u>320</u>	<u>540</u>	<u>760</u>	<u>1,620</u>	
リハーサル・練習室	第1リハーサル室	<u>1,940</u>	<u>2,920</u>	<u>4,430</u>	<u>9,290</u>	
	第2リハーサル室	<u>1,300</u>	<u>1,940</u>	<u>2,920</u>	<u>6,160</u>	
	第1練習室	<u>1,190</u>	<u>1,840</u>	<u>2,700</u>	<u>5,730</u>	
	第2練習室	<u>540</u>	<u>760</u>	<u>1,300</u>	<u>2,600</u>	
	第3練習室	<u>540</u>	<u>760</u>	<u>1,300</u>	<u>2,600</u>	
会議室	第1会議室	<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>5,400</u>	<u>10,800</u>	

			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>00</u>	
	第2会議室		<u>1,300</u>	<u>1,840</u>	<u>2,810</u>	<u>5,950</u>	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	第3会議室		<u>1,300</u>	<u>1,840</u>	<u>2,810</u>	<u>5,950</u>	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
	第1和室		<u>540</u>	<u>650</u>	<u>1,080</u>	<u>2,270</u>	
					<u>0</u>	<u>0</u>	
	第2和室		<u>540</u>	<u>650</u>	<u>1,080</u>	<u>2,270</u>	
					<u>0</u>	<u>0</u>	
展示室	第1展示室	A B	<u>4,540</u>	<u>6,800</u>	<u>10,260</u>	<u>21,600</u>	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>60</u>	<u>00</u>	
		C D	<u>4,540</u>	<u>6,800</u>	<u>10,260</u>	<u>21,600</u>	
			<u>0</u>	<u>0</u>	<u>60</u>	<u>00</u>	
	第3展示室		<u>2,700</u>	<u>4,100</u>	<u>6,160</u>	<u>12,960</u>	
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>60</u>		
	第4展示室		<u>650</u>	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>2,810</u>	
					<u>0</u>	<u>0</u>	
附属設備及び備品			種類又は品目ごとに <u>16,200円</u> の範囲内で規則で定める額				

備考

(1)から(5)まで (略)

(6) 冷暖房使用に係る利用料金の上限額は、1時間につき第1ホール4,320円、第2ホール2,700円とする。

(四日市市茶室条例の一部改正)

第12条 四日市市茶室条例(平成6年四日市市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後

## 別表（第7条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時30分から午後8時30分まで）	全日 （午前9時から午後8時30分まで）
全館（立札席を除く）	<u>4,400</u>	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>	<u>15,400</u>
小間	<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	<u>3,300</u>	<u>7,700</u>
広間及び次の間	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>4,400</u>	<u>9,900</u>

備考（略）

## 改正前

## 別表（第7条関係）

施設の名称	基本利用料金の上限額（円）			
	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時30分から午後8時30分まで）	全日 （午前9時から午後8時30分まで）
全館（立札席を除く）	<u>4,320</u>	<u>6,480</u>	<u>6,480</u>	<u>15,120</u>
小間	<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>3,240</u>	<u>7,560</u>
広間及び次の間	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>4,320</u>	<u>9,720</u>

備考（略）

（四日市市三浜文化会館条例の一部改正）

第13条 四日市市三浜文化会館条例（平成28年四日市市条例第16号）の一部

を次のように改正する。

改正後					
別表（第6条関係）					
区分		基本使用料（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
リハーサル室	リハーサル室 A	<u>1, 210</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>4, 730</u>
	リハーサル室 B	<u>1, 210</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>4, 730</u>
練習室	練習室 A	<u>1, 210</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>4, 730</u>
	練習室 B	<u>550</u>	<u>770</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 640</u>
	練習室 C	<u>1, 210</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>4, 730</u>
	練習室 D	<u>1, 210</u>	<u>1, 540</u>	<u>1, 980</u>	<u>4, 730</u>
会議室	会議室 A	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	会議室 B	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	会議室 C	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	会議室 D	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	会議室 E	<u>440</u>	<u>770</u>	<u>990</u>	<u>2, 200</u>
	会議室 F	<u>440</u>	<u>770</u>	<u>990</u>	<u>2, 200</u>
	会議室 G	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	会議室 H	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
展示室	展示室 A	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	展示室 B	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
視聴覚室		<u>1, 320</u>	<u>1, 760</u>	<u>2, 420</u>	<u>5, 500</u>
創作スペース	（1 / 2 使用）	<u>880</u>	<u>1, 320</u>	<u>2, 010</u>	<u>4, 210</u>
	（全使	<u>1, 320</u>	<u>1, 980</u>	<u>3, 030</u>	<u>6, 330</u>

	用)				
	陶芸室	<u>440</u>	<u>770</u>	<u>990</u>	<u>2,200</u>
多目的 ホール	専用使用	<u>1,320</u>	<u>1,760</u>	<u>2,420</u>	<u>5,500</u>
附属設備及び備品		種類又は品目ごとに <u>5,500</u> 円の範囲内で規則で定める額			
備考 (略)					

改正前					
別表 (第6条関係)					
区分		基本使用料 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
リハ ーサ ル室	リハーサル室 A	<u>1,190</u>	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>4,640</u>
	リハーサル室 B	<u>1,190</u>	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>4,640</u>
練 習 室	練習室A	<u>1,190</u>	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>4,640</u>
	練習室B	<u>540</u>	<u>760</u>	<u>1,300</u>	<u>2,600</u>
	練習室C	<u>1,190</u>	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>4,640</u>
	練習室D	<u>1,190</u>	<u>1,510</u>	<u>1,940</u>	<u>4,640</u>
会 議 室	会議室A	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	会議室B	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	会議室C	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	会議室D	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	会議室E	<u>430</u>	<u>760</u>	<u>970</u>	<u>2,160</u>
	会議室F	<u>430</u>	<u>760</u>	<u>970</u>	<u>2,160</u>
	会議室G	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	会議室H	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>



展示室	展示室 A	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	展示室 B	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
視聴覚室		<u>1,300</u>	<u>1,730</u>	<u>2,380</u>	<u>5,410</u>
創作スペース	(1/2 使用)	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,980</u>	<u>4,140</u>
	(全使用)	<u>1,300</u>	<u>1,940</u>	<u>2,970</u>	<u>6,210</u>
陶芸室		<u>430</u>	<u>760</u>	<u>970</u>	<u>2,160</u>
多目的ホール	専用使用	<u>1,300</u>	<u>1,730</u>	<u>2,380</u>	<u>5,410</u>
附属設備及び備品		種類又は品目ごとに <u>5,400</u> 円の範囲内で規則で定める額			
備考 (略)					

(四日市市障害者体育センター条例の一部改正)

第14条 四日市市障害者体育センター条例（平成15年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後						
別表（第8条関係）						
1 午後及び夜間に開館する日						
区分	利用料金の上限額（円）					
	午後1	午後2	夜間	午後1 と午後 2	午後2 と夜間	午後1 と午後 2と夜 間
	午後1 時から 午後3 時45	午後4 時から 午後6 時まで	午後6 時15 分から 午後9	午後1 時から 午後6 時まで	午後4 時から 午後9 時まで	午後1 時から 午後9 時まで

	分まで		時まで			
高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者により組織されたアマチュア・スポーツ団体が使用する場合	<u>550</u>	<u>440</u>	<u>880</u>	<u>880</u>	<u>1,320</u>	<u>1,540</u>
その他のものが使用する場合	<u>1,430</u>	<u>990</u>	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,970</u>	<u>3,960</u>
附属設備等						<u>660</u>

備考 (略)

2 午前及び午後に開館する日

区分	利用料金の上限額 (円)		
	午前	午後	午前と午後
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者により組織されたアマチュア・スポーツ団体が使用する場合	<u>660</u>	<u>770</u>	<u>1,210</u>
その他のものが使用する場合	<u>1,540</u>	<u>2,090</u>	<u>2,860</u>
附属設備等			<u>660</u>

備考 (略)

改正前

別表（第8条関係）

1 午後及び夜間に開館する日

区分	利用料金の上限額（円）					
	午後1	午後2	夜間	午後1 と午後 2	午後2 と夜間	午後1 と午後 2と夜 間
	午後1 時から 午後3 時45 分まで	午後4 時から 午後6 時まで	午後6 時15 分から 午後9 時まで	午後1 時から 午後6 時まで	午後4 時から 午後9 時まで	午後1 時から 午後9 時まで
高校生、中 学生、小学 生及び小学 校就学前の 者により組 織されたア マチュア・ スポーツ団 体を使用す る場合	<u>540</u>	<u>430</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>1,300</u>	<u>1,510</u>
その他のも のが使用す る場合	<u>1,400</u>	<u>970</u>	<u>2,160</u>	<u>2,160</u>	<u>2,920</u>	<u>3,890</u>
附属設備等						<u>650</u>

備考（略）

2 午前及び午後に開館する日

区分	利用料金の上限額（円）
----	-------------

	午前	午後	午前と午後
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで
高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者により組織されたアマチュア・スポーツ団体が使用する場合	<u>6 5 0</u>	<u>7 6 0</u>	<u>1, 1 9 0</u>
その他のものが使用する場合	<u>1, 5 1 0</u>	<u>2, 0 5 0</u>	<u>2, 8 1 0</u>
附属設備等	<u>6 5 0</u>		
備考 (略)			

(三重北勢健康増進センター条例の一部改正)

第 1 5 条 三重北勢健康増進センター条例 (平成 1 0 年四日市市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第 2 (第 5 条関係)				
運動施設等の個人使用料 (普通使用券)				
種別	使用単位	金額		
		一般	6 5 歳以上	中学生以下
(1) トレーニングジム、プール (第 1 プール、第 2 プール)、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1 人 1 回	<u>5 5 0</u> 円	<u>2 8 0</u> 円	
(2) プール (第 1 プール、第 2 プール)、ランニングトラック内フィールド、	1 人 1 回	<u>5 5 0</u> 円	<u>2 8 0</u> 円	<u>2 8 0</u> 円

軽運動室及びランニングトラック			
(3) ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回	<u>280円</u>	(略)
(4) グラウンドゴルフ場	1人1回	<u>280円</u>	

備考 (略)

改正前				
別表第2 (第5条関係)				
運動施設等の個人使用料 (普通使用券)				
種別	使用単位	金額		
		一般	65歳以上	中学生以下
(1) トレーニングジム、プール (第1プール、第2プール)、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回	<u>540円</u>	<u>270円</u>	
(2) プール (第1プール、第2プール)、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回	<u>540円</u>	<u>270円</u>	<u>270円</u>
(3) ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回	<u>270円</u>		(略)
(4) グラウンドゴルフ場	1人1回	<u>270円</u>		

備考 (略)

改正後

別表第3（第5条関係）

運動施設の個人使用料（回数使用券）

種別	使用単位	金額		
		一般	65歳以上	中学生以下
(1) トレーニングジム、プール（第1プール、第2プール）、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）	<u>2,750</u> 円	<u>1,380</u> 円	
(2) プール（第1プール、第2プール）、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）	<u>2,750</u> 円	<u>1,380</u> 円	<u>1,380</u> 円
(3) ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）		<u>1,380</u> 円	<u>690</u> 円
(4) グラウンドゴルフ場	1人1回 （6枚つづり）		<u>1,380</u> 円	<u>690</u> 円

備考（略）

改正前

別表第3（第5条関係）

運動施設の個人使用料（回数使用券）

種別	使用単位	金額		
		一般	65歳以上	中学生以下
(1) トレーニングジム、プール（第1プール、第2プール）、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）	<u>2,700</u> 円	<u>1,350</u> 円	
(2) プール（第1プール、第2プール）、ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）	<u>2,700</u> 円	<u>1,350</u> 円	<u>1,350</u> 円
(3) ランニングトラック内フィールド、軽運動室及びランニングトラック	1人1回 （6枚つづり）		<u>1,350</u> 円	<u>680</u> 円
(4) グラウンドゴルフ場	1人1回 （6枚つづり）		<u>1,350</u> 円	<u>680</u> 円

備考 （略）

改正後				
別表第4（第5条関係）				
運動施設等の専用使用料				
種別	時間区分及び金額			
	午前	午後	夜間	全日
第2プール	1時間につき <u>6,600</u> 円			

軽 運 動 室	(1) 商業宣伝、 物品販売その 他これに類す る目的の利用	<u>7,700円</u>	<u>10,010円</u>	<u>13,860円</u>	<u>30,030円</u>
	(2) 上記以 外	<u>2,310円</u>	<u>2,970円</u>	<u>4,180円</u>	<u>9,020円</u>
グラウンドゴルフ場		<u>6,600円</u>	<u>9,900円</u>	1時間につき <u>5,280円</u>	
備考 (略)					

改正前					
別表第4 (第5条関係)					
運動施設等の専用使用料					
種別		時間区分及び金額			
		午前	午後	夜間	全日
第2プール		1時間につき	<u>6,480円</u>		
軽 運 動 室	(1) 商業宣 伝、物品販 売その他こ れに類する 目的の利用	<u>7,560円</u>	<u>9,830円</u>	<u>13,610円</u>	<u>29,480円</u>
	(2) 上記以外	<u>2,270円</u>	<u>2,920円</u>	<u>4,100円</u>	<u>8,860円</u>
グラウンドゴルフ場		<u>6,480円</u>	<u>9,720円</u>	1時間につき <u>5,180円</u>	
備考 (略)					

改正後					
別表第5 (第5条関係)					
会議施設の使用料					



種別	時間区分及び金額			
	午前	午後	夜間	全日
研修室	<u>2,420円</u>	<u>3,410円</u>	<u>4,400円</u>	<u>9,680円</u>
会議室 1	<u>1,760円</u>	<u>2,530円</u>	<u>3,190円</u>	<u>7,150円</u>
会議室 2	<u>1,320円</u>	<u>1,870円</u>	<u>2,310円</u>	<u>5,170円</u>
会議室 3	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,320円</u>	<u>2,970円</u>
備考 (略)				

改正前				
別表第 5 (第 5 条関係)				
会議施設の使用料				
種別	時間区分及び金額			
	午前	午後	夜間	全日
研修室	<u>2,380円</u>	<u>3,350円</u>	<u>4,320円</u>	<u>9,500円</u>
会議室 1	<u>1,730円</u>	<u>2,480円</u>	<u>3,130円</u>	<u>7,020円</u>
会議室 2	<u>1,300円</u>	<u>1,840円</u>	<u>2,270円</u>	<u>5,080円</u>
会議室 3	<u>760円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,920円</u>
備考 (略)				

(四日市市少年自然の家条例の一部改正)

第 16 条 四日市市少年自然の家条例 (昭和 62 年四日市市条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

改正後				
別表 (第 8 条関係)				
区分			市内	市外
宿泊室	1	中学生以下及びこれに準ずる者並びにその引率者	<u>420円</u>	<u>840円</u>
	1	高校生及びこれに準ずる者	<u>740円</u>	<u>1,480円</u>
	泊	その他の者	<u>1,250円</u>	<u>2,500円</u>
研修室	1 室 1 時間につき		<u>320円</u>	<u>640円</u>

創作室	1室1時間につき	<u>320円</u>	<u>640円</u>
講義室	1室1時間につき	<u>320円</u>	<u>640円</u>
(略)			
総合 研修館	午前（午前9時から正午まで）	<u>1,570円</u>	<u>3,140円</u>
	午後（午後1時から午後4時30分まで）	<u>2,090円</u>	<u>4,180円</u>
	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	<u>2,620円</u>	<u>5,240円</u>
キャンプ場	テント1張り1泊につき	<u>1,050円</u>	<u>2,100円</u>
野外炊事用具	1式1日につき	<u>530円</u>	<u>1,060円</u>
(略)			

備考

1及び2 (略)

3 冷暖房料は、宿泊室については1人1泊につき冷房60円、暖房110円、研修室、総合研修館、創作室、講義室、会議室、大広間については1室1時間につき冷房90円、暖房150円とする。なお、冷房期間は、6月1日から9月30日まで、暖房期間は、11月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間外であっても委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

改正前

別表（第8条関係）

区分		市内	市外
宿泊室	1人 中学生以下及びこれに準ずる者並びにその引率者	<u>410円</u>	<u>820円</u>
	1泊 高校生及びこれに準ずる者	<u>720円</u>	<u>1,440円</u>
	その他の者	<u>1,230円</u>	<u>2,460円</u>
研修室	1室1時間につき	<u>310円</u>	<u>620円</u>
創作室	1室1時間につき	<u>310円</u>	<u>620円</u>
講義室	1室1時間につき	<u>310円</u>	<u>620円</u>
(略)			

総合研修館	午前（午前9時から正午まで）	<u>1,540円</u>	<u>3,080円</u>
	午後（午後1時から午後4時30分まで）	<u>2,050円</u>	<u>4,100円</u>
	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	<u>2,570円</u>	<u>5,140円</u>
キャンプ場	テント1張り1泊につき	<u>1,030円</u>	<u>2,060円</u>
野外炊事用具	1式1日につき	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>
（略）			

備考

1及び2 （略）

3 冷暖房料は、宿泊室については1人1泊につき冷房50円、暖房100円、研修室、総合研修館、創作室、講義室、会議室、大広間については1室1時間につき冷房80円、暖房150円とする。なお、冷房期間は、6月1日から9月30日まで、暖房期間は、11月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間外であっても委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

（四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 四日市市営宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例（昭和53年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第6条関係）					
区分		利用料金の上限額（円）			
		単位	一般（高校生以上）	小・中学生	小学校就学前の者
宿泊	日本間	1人1泊	<u>770</u>	<u>470</u>	（略）
休憩	日本間	1人	<u>390</u>	（略）	
毛布		1枚（1泊又は休憩1回につき）	<u>170</u>		

備考 (略)

改正前

別表 (第 6 条関係)

区分		利用料金の上限額 (円)			
		単位	一般 (高校生以上)	小・中学生	小学校就学前の者
宿泊	日本間	1 人 1 泊	<u>7 6 0</u>	<u>4 6 0</u>	(略)
休憩	日本間	1 人	<u>3 8 0</u>	(略)	
毛布		1 枚 (1 泊又は休憩 1 回につき)	<u>1 6 0</u>		

備考 (略)

(四日市市すわ公園交流館条例の一部改正)

第 1 8 条 四日市市すわ公園交流館条例 (平成 1 5 年四日市市条例第 3 3 号) の一部を次のように改正する。

改正後

別表 (第 8 条関係)

名称	利用料金の上限額 (円)		
	昼間	夜間	全日
ホール		<u>2, 2 0 0</u>	
ホール展示壁面	<u>1, 1 0 0</u>	<u>1, 1 0 0</u>	<u>2, 2 0 0</u>

改正前

別表 (第 8 条関係)

名称	利用料金の上限額 (円)		
	昼間	夜間	全日
ホール		<u>2, 1 6 0</u>	

ホール展示壁面	<u>1,080</u>	<u>1,080</u>	<u>2,160</u>
---------	--------------	--------------	--------------

(四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正)

第19条 四日市市勤労者・市民交流センター条例（平成20年四日市市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第6条関係）					
区分		基本利用料金の上限額（円）			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館	会議室	<u>1,210</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>4,840</u>
	研修室	<u>990</u>	<u>1,320</u>	<u>1,760</u>	<u>3,960</u>
	研修会議室	<u>1,540</u>	<u>2,090</u>	<u>2,750</u>	<u>6,160</u>
	和室	<u>1,210</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>4,840</u>
	ホール に 使用 する 場合	スポーツに使用する	<u>2,420</u>	<u>3,080</u>	<u>4,400</u>
その他		<u>8,690</u>	<u>12,100</u>	<u>15,620</u>	<u>34,760</u>
東館	第1会議室	<u>1,100</u>	<u>1,540</u>	<u>1,980</u>	<u>4,400</u>
	第2会議室	<u>1,540</u>	<u>2,090</u>	<u>2,750</u>	<u>6,160</u>
	第3会議室	<u>1,430</u>	<u>1,980</u>	<u>2,640</u>	<u>5,720</u>
	第4会議室	<u>1,100</u>	<u>1,540</u>	<u>1,980</u>	<u>4,400</u>
	第5会議室	<u>2,040</u>	<u>2,730</u>	<u>3,640</u>	<u>8,170</u>

	大会議室	<u>3, 630</u>	<u>5, 060</u>	<u>6, 600</u>	<u>14, 520</u>
	陶芸室	<u>440</u>	<u>770</u>	<u>990</u>	<u>2, 200</u>
	附属設備				<u>1, 100</u>
備考 (略)					

改正前					
別表 (第6条関係)					
区分		基本利用料金の上限額 (円)			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
本館	会議室	<u>1, 190</u>	<u>1, 620</u>	<u>2, 160</u>	<u>4, 750</u>
	研修室	<u>970</u>	<u>1, 300</u>	<u>1, 730</u>	<u>3, 890</u>
	研修会議室	<u>1, 510</u>	<u>2, 050</u>	<u>2, 700</u>	<u>6, 050</u>
	和室	<u>1, 190</u>	<u>1, 620</u>	<u>2, 160</u>	<u>4, 750</u>
	ホール	スポーツに使用する場合	<u>2, 380</u>	<u>3, 020</u>	<u>4, 320</u>
その他		<u>8, 530</u>	<u>11, 880</u>	<u>15, 340</u>	<u>34, 130</u>
東館	第1会議室	<u>1, 080</u>	<u>1, 510</u>	<u>1, 940</u>	<u>4, 320</u>
	第2会議室	<u>1, 510</u>	<u>2, 050</u>	<u>2, 700</u>	<u>6, 050</u>
	第3会議室	<u>1, 400</u>	<u>1, 940</u>	<u>2, 590</u>	<u>5, 620</u>
	第4会議室	<u>1, 080</u>	<u>1, 510</u>	<u>1, 940</u>	<u>4, 320</u>
	第5会議室	<u>2, 000</u>	<u>2, 680</u>	<u>3, 570</u>	<u>8, 020</u>

	大会議室	<u>3, 560</u>	<u>4, 970</u>	<u>6, 480</u>	<u>14, 260</u>
	陶芸室	<u>430</u>	<u>760</u>	<u>970</u>	<u>2, 160</u>
	附属設備				<u>1, 080</u>
備考 (略)					

(四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正)

第20条 四日市市食肉地方卸売市場業務条例(昭和47年四日市市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第2(第55条関係)	
使用料種別	金額
(略)	
卸売業者卸売場使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>220円</u>
事務所、関連施設等使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>330円</u>
枝肉冷蔵施設等使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>1,100円</u>
部分肉加工施設使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>3,080円</u>
簡易冷蔵庫使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>220円</u>

改正前	
別表第2(第55条関係)	
使用料種別	金額
(略)	
卸売業者卸売場使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>216円</u>
事務所、関連施設等使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>324円</u>
枝肉冷蔵施設等使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>1,080円</u>
部分肉加工施設使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>3,024円</u>
簡易冷蔵庫使用料	1平方メートル当たり 月額 <u>216円</u>

(四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表(第8条関係)				
区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で
大研修室(1階)	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>	<u>2,200円</u>	<u>4,400円</u>
第1研修室(2階)	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
第2研修室(2階)	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
営農相談室(1階)	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,650円</u>
料理実習室(2階)	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,650円</u>
和室(2階)	<u>550円</u>	<u>550円</u>	<u>880円</u>	<u>1,650円</u>

改正前				
別表(第8条関係)				
区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時から 午後10時ま で	午前9時から 午後10時ま で
大研修室(1階)	<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,160円</u>	<u>4,320円</u>



階)				
第1研修室 (2階)	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>3,240円</u>
第2研修室 (2階)	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>3,240円</u>
営農相談室 (1階)	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>860円</u>	<u>1,620円</u>
料理実習室 (2階)	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>860円</u>	<u>1,620円</u>
和室(2階)	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>860円</u>	<u>1,620円</u>

(四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例(昭和56年四日市市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第5条関係)		
種類	単位	金額
牛、馬	1頭につき	<u>2,200円</u>
子牛馬(生後1年未満の牛馬)、豚	1頭につき	<u>605円</u>
めん羊、山羊	1頭につき	<u>605円</u>

改正前		
別表(第5条関係)		
種類	単位	金額
牛、馬	1頭につき	<u>2,160円</u>
子牛馬(生後1年未満の牛馬)、豚	1頭につき	<u>594円</u>
めん羊、山羊	1頭につき	<u>594円</u>

(四日市市茶業振興センター条例の一部改正)

第23条 四日市市茶業振興センター条例(平成3年四日市市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後					
別表(第6条関係)					
区分		基本利用料金の上限額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修棟	第1研修室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
	第2研修室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>
	調理体験室 (調理有)	<u>970円</u>	<u>970円</u>	<u>1,340円</u>	<u>2,460円</u>
	調理体験室 (調理無)	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,240円</u>
	ホール	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,240円</u>
(略)					
研修茶工場		粗揉1回につき <u>5,500円</u> 。ただし、品評会用の茶を粗揉する場合は、無料			
備考 (略)					

改正前					
別表(第6条関係)					
区分		基本利用料金の上限額			
		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

研 修 棟	第1研修室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>3,240円</u>
	第2研修室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	<u>3,240円</u>
	調理体験室 (調理有)	<u>950円</u>	<u>950円</u>	<u>1,320円</u>	<u>2,420円</u>
	調理体験室 (調理無)	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,200円</u>
	ホール	<u>730円</u>	<u>730円</u>	<u>1,100円</u>	<u>2,200円</u>
(略)					
研修茶工場	粗揉1回につき <u>5,400円</u> 。ただし、品評会用の茶を粗揉する場合は、無料				
備考 (略)					

(四日市市ふれあい牧場条例の一部改正)

第24条 四日市市ふれあい牧場条例(平成9年四日市市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表(第6条関係)				
施設の名称	基本利用料金の上限額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
研修室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	<u>3,300円</u>

改正前				
別表(第6条関係)				
施設の名称	基本利用料金の上限額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から	午後1時から	午後5時から	午前9時から

	ら正午まで	午後 4 時 3 0 分まで	午後 1 0 時ま で	午後 1 0 時ま で
研修室	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 0 8 0 円</u>	<u>1, 6 2 0 円</u>	<u>3, 2 4 0 円</u>

(四日市市斎場条例の一部改正)

第 2 5 条 四日市市斎場条例 (昭和 4 5 年四日市市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第 1 本市に住所を有する者の火葬場等の使用料 (第 6 条関係)				
種別	区分	単位	使用料	備考
(略)				
待合室	洋室	1 回につき	<u>3, 3 0 0 円</u>	
	和室	1 回につき	<u>3, 3 0 0 円</u>	
	洋室兼会議室	1 回につき	<u>4, 4 0 0 円</u>	
霊安室		1 体 2 4 時間につき	<u>1, 1 0 0 円</u>	
備考 (略)				

改正前				
別表第 1 本市に住所を有する者の火葬場等の使用料 (第 6 条関係)				
種別	区分	単位	使用料	備考
(略)				
待合室	洋室	1 回につき	<u>3, 2 4 0 円</u>	
	和室	1 回につき	<u>3, 2 4 0 円</u>	
	洋室兼会議室	1 回につき	<u>4, 3 2 0 円</u>	
霊安室		1 体 2 4 時間につき	<u>1, 0 8 0 円</u>	
備考 (略)				

改正後	
別表第 2	本市に住所を有する者の葬祭場等 (遺族控室を含む。) の使用料 (第

6 条関係)

使用区分		式場 1	式場 2	式場 3	使用時間
基本 使用 料	通夜から 告別式まで	<u>77,000</u> 円	<u>44,000</u> 円	<u>22,000</u> 円	(略)
	告別式のみ	<u>30,800</u> 円	<u>17,600</u> 円	<u>8,800</u> 円	
	通夜のみ	<u>53,900</u> 円	<u>30,800</u> 円	<u>15,400</u> 円	
追加料金		<u>7,700</u> 円	<u>4,400</u> 円	<u>2,200</u> 円	
祭壇			<u>22,000</u> 円	<u>11,000</u> 円	
生花台		<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	<u>330</u> 円	

備考 (略)

改正前

別表第 2 本市に住所を有する者の葬祭場等（遺族控室を含む。）の使用料（第 6 条関係）

使用区分		式場 1	式場 2	式場 3	使用時間
基本 使用 料	通夜から 告別式まで	<u>75,600</u> 円	<u>43,200</u> 円	<u>21,600</u> 円	(略)
	告別式のみ	<u>30,240</u> 円	<u>17,280</u> 円	<u>8,640</u> 円	
	通夜のみ	<u>52,920</u> 円	<u>30,240</u> 円	<u>15,120</u> 円	
追加料金		<u>7,560</u> 円	<u>4,320</u> 円	<u>2,160</u> 円	
祭壇			<u>21,600</u> 円	<u>10,800</u> 円	
生花台		<u>320</u> 円	<u>320</u> 円	<u>320</u> 円	

備考 (略)

(四日市市霊園条例の一部改正)

第26条 四日市市霊園条例（昭和45年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理料)</p> <p>第7条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度1区画につき<u>630円</u>の管理料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該区画使用期間分の管理料として<u>18,900円</u>を一括して前納することができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(管理料)</p> <p>第7条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度1区画につき<u>620円</u>の管理料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該区画使用期間分の管理料として<u>18,600円</u>を一括して前納することができる。</p> <p>3 (略)</p>

(四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第27条 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1（第17条関係）		
種別	区分	手数料の額
し尿	基本料金	くみ取り1回につき <u>330円</u>
	従量料金	101につき <u>66円</u>
動物の死体	1 犬	1頭につき <u>1,650円</u>
	2 猫	1頭につき <u>1,100円</u>
	(略)	
家庭系廃棄物	基本料金	(略)
		350kgを超えるとき <u>1,670円</u>
	従量料金	(略)
		450kgを超える10kg（10kg未

		満の端数が生じる場合は、これを切り上げる) 当たり <u>167円</u>
	市が、粗大ごみの戸別収集を行うとき	粗大ごみ戸別有料収集品目1個当たり <u>1,100円</u>
事業系廃棄物	基本料金	<u>1,670円</u>
	従量料金	搬入量が100kgを超える10kg(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる) 当たり <u>167円</u>
備考 (略)		

改正前		
別表第1 (第17条関係)		
種別	区分	手数料の額
し尿	基本料金	くみ取り1回につき <u>324円</u>
	従量料金	101につき <u>65円</u>
動物の死体	1 犬	1頭につき <u>1,620円</u>
	2 猫	1頭につき <u>1,080円</u>
	(略)	
家庭系廃棄物	基本料金	(略) 350kgを超えるとき <u>1,640円</u>
	従量料金	(略)
		450kgを超える10kg(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる) 当たり <u>164円</u>
	市が、粗大ごみの戸別収集を行うとき	粗大ごみ戸別有料収集品目1個当たり <u>1,080円</u>
事業系廃棄物	基本料金	<u>1,640円</u>
	従量料金	搬入量が100kgを超える10kg

		(10kg未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる) 当たり <u>164円</u>
備考 (略)		

(四日市市北部墓地公園条例の一部改正)

第28条 四日市市北部墓地公園条例(平成15年四日市市条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(墓地管理料) 第11条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度1平方メートルにつき <u>1,050円</u> の墓地管理料(以下「管理料」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2 (略)	(墓地管理料) 第11条 使用者は、墓地の管理に要する経費として、毎年度1平方メートルにつき <u>1,030円</u> の墓地管理料(以下「管理料」という。)を指定管理者に納付しなければならない。 2 (略)

(四日市市駐車場条例の一部改正)

第29条 四日市市駐車場条例(平成13年四日市市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後		
別表(第9条関係)		
種別	単位	料金の上限額
(略)		
定期駐車料金	1か月	1台につき <u>9,900円</u>

改正前
-----



別表（第9条関係）

種別	単位	料金の上限額
(略)		
定期駐車料金	1か月	1台につき <u>9,720円</u>

(四日市市自転車等駐車場等条例の一部改正)

第30条 四日市市自転車等駐車場等条例（平成13年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第11条関係）

1 自転車等駐車場に係る料金

利用の区分		料金の上限額		
		一時利用	定期利用（1か月）	定期利用（3か月）
自転車	一般	(略)	<u>2,200円</u>	<u>6,600円</u>
	学生		<u>1,760円</u>	<u>5,280円</u>
原動機付自転車			<u>3,080円</u>	<u>9,240円</u>
自動二輪車	50cc 超125cc以下	<u>330円</u>	<u>3,740円</u>	<u>11,220円</u>
	125cc超	<u>440円</u>	<u>4,730円</u>	<u>14,190円</u>

2 レンタサイクルに係る料金

利用の区分		料金の上限額	
		1日利用	定期利用（1か月）
自転車（電動アシスト自転車を除く）	一般	(略)	<u>2,200円</u>
	学生		<u>1,760円</u>

く。)			
(略)			
備考 (略)			

改正前				
別表 (第 11 条関係)				
1 自転車等駐車場に係る料金				
利用の区分		料金の上限額		
		一時利用	定期利用 (1 か月)	定期利用 (3 か月)
自転車	一般	(略)	<u>2, 160 円</u>	<u>6, 480 円</u>
	学生		<u>1, 730 円</u>	<u>5, 190 円</u>
原動機付自転車			<u>3, 020 円</u>	<u>9, 060 円</u>
自動二輪車	50cc 超 125cc 以下	<u>320 円</u>	<u>3, 670 円</u>	<u>11, 010 円</u>
	125cc 超	<u>430 円</u>	<u>4, 640 円</u>	<u>13, 920 円</u>
2 レンタサイクルに係る料金				
利用の区分		料金の上限額		
		1 日利用	定期利用 (1 か月)	
自転車 (電動アシスト自転車を除く。)	一般	(略)	<u>2, 160 円</u>	
	学生		<u>1, 730 円</u>	
(略)				
備考 (略)				

(四日市市再開発住宅条例の一部改正)

第 31 条 四日市市再開発住宅条例 (平成 6 年四日市市条例第 27 号) の一部を

次のように改正する。

改正後		
別表第2（第29条関係）		
駐車場の名称	位置	使用料（1台1箇月あたり）
末永・本郷	末永町1281番	3,300円

改正前		
別表第2（第29条関係）		
駐車場の名称	位置	使用料（1台1箇月あたり）
末永・本郷	末永町1281番	3,240円

（四日市市立視聴覚センター条例の一部改正）

第32条 四日市市立視聴覚センター条例（平成2年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第6条関係）					
区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室・ホール	第1研修室	2,860円	3,960円	5,060円	11,440円
	第2研修室	1,760円	2,420円	3,080円	7,040円
	第3研修室	2,860円	3,960円	5,060円	11,440円
	視聴覚室	4,400円	6,160円	7,920円	17,600円

		円	円	円	0円
	展示室	<u>2,750</u>	<u>3,850</u>	<u>4,950</u>	<u>11,000</u>
		円	円	円	0円
備考 (略)					

改正前					
別表 (第6条関係)					
区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室・ホール	第1研修室	<u>2,810</u>	<u>3,890</u>	<u>4,970</u>	<u>11,230</u>
		円	円	円	0円
	第2研修室	<u>1,730</u>	<u>2,380</u>	<u>3,020</u>	<u>6,910</u>
		円	円	円	円
	第3研修室	<u>2,810</u>	<u>3,890</u>	<u>4,970</u>	<u>11,230</u>
	円	円	円	0円	
	視聴覚室	<u>4,320</u>	<u>6,050</u>	<u>7,780</u>	<u>17,280</u>
	円	円	円	0円	
	展示室	<u>2,700</u>	<u>3,780</u>	<u>4,860</u>	<u>10,800</u>
	円	円	円	0円	
備考 (略)					

(四日市市立博物館条例の一部改正)

第33条 四日市市立博物館条例(平成5年四日市市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別利用の許可等)	(特別利用の許可等)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 前項の許可を受けた者は、 <u>2, 2</u>	2 前項の許可を受けた者は、 <u>2, 1</u>

00円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。

60円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。

改正後

別表第1（第4条関係）

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム特別 番組1人1回につき
一般	<u>2,200円</u> の範囲 内で委員会が定める 額	<u>550円</u>	<u>2,200円</u> の範囲 内で委員会が定める 額
大学生・高校生		<u>390円</u>	
(略)			

備考 (略)

改正前

別表第1（第4条関係）

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム特別 番組1人1回につき
一般	<u>2,160円</u> の範囲 内で委員会が定める 額	<u>540円</u>	<u>2,160円</u> の範囲 内で委員会が定める 額
大学生・高校生		<u>380円</u>	
(略)			

備考 (略)

改正後

別表第2（第4条関係）

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム特別 番組1人1回につき
一般	1,100円の範囲 内で委員会が定める 額	280円	1,100円の範囲 内で委員会が定める 額
大学生・高校生		200円	
(略)			
備考 (略)			

改正前			
別表第2 (第4条関係)			
区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム特別 番組1人1回につき
一般	1,080円の範囲 内で委員会が定める 額	270円	1,080円の範囲 内で委員会が定める 額
大学生・高校生		190円	
(略)			
備考 (略)			

改正後			
別表第3 (第5条関係)			
区分	午前	午後	全日
	午前9時30分から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時30分から 午後5時まで
特別展示室	—	—	33,000円
講座室	8,800円	13,200円	22,000円
備考 (略)			

改正前			
別表第3 (第5条関係)			

区分	午前	午後	全日
	午前 9 時 3 0 分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時 3 0 分 から 午後 5 時まで
特別展示室	—	—	<u>32,400円</u>
講座室	<u>8,640円</u>	<u>12,960円</u>	<u>21,600円</u>
備考 (略)			

(四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正)

第 3 4 条 四日市市楠歴史民俗資料館条例 (平成 1 7 年四日市市条例第 1 3 号)  
の一部を次のように改正する。

改正後			
別表第 1 (第 9 条関係)			
区分		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
		午前 8 時 3 0 分 から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
立会所	ざしき(西)	<u>660</u>	<u>660</u>
	ざしき(東)	<u>660</u>	<u>660</u>
	小ざしき及び水屋	<u>660</u>	<u>660</u>
	全室利用	<u>1,980</u>	<u>1,980</u>

改正前	
別表第 1 (第 9 条関係)	

区分		利用料金の上限度額(円)	
		午前	午後
		午前 8 時 3 0 分から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで
立会所	ざしき(西)	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>
	ざしき(東)	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>
	小ざしき及び水屋	<u>6 5 0</u>	<u>6 5 0</u>
	全室利用	<u>1, 9 5 0</u>	<u>1, 9 5 0</u>

(四日市市公共下水道条例の一部改正)

第 3 5 条 四日市市公共下水道条例(昭和 3 4 年四日市市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

改正後			
(使用料の額)			
第 1 7 条 使用料の額は、次のとおりとする。			
汚水の種類	下水道使用料 1 箇月につき		
一般汚水	基本使用料	5 立方メートルまで	<u>7 1 5 . 0 0 円</u>
	超過使用料(1 立方メートル当たり)	5 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	<u>1 8 7 . 0 0 円</u>
		3 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	<u>2 7 5 . 0 0 円</u>
		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	<u>3 7 4 . 0 0 円</u>
		5 0 0 立方メートルを超えるとき	<u>4 1 8 . 0 0 円</u>
公衆浴場の汚水	1 立方メートルにつき		<u>1 6 . 5 0 円</u>
その他の汚水	工事用	1 立方メートルにつき	<u>4 1 8 . 0 0 円</u>
	その他	1 立方メートルにつき	<u>1 8 7 . 0 0 円</u>



備考 (略)

2 から 4 まで (略)

改正前

(使用料の額)

第 1 7 条 使用料の額は、次のとおりとする。

汚水の種類		下水道使用料 1 箇月につき	
一般汚水	基本使用料	5 立方メートルまで	<u>7 0 2 . 0 0 円</u>
	超過使用料 (1 立方メートル当たり)	5 立方メートルを超え 3 0 立方メートルまで	<u>1 8 3 . 6 0 円</u>
		3 0 立方メートルを超え 1 0 0 立方メートルまで	<u>2 7 0 . 0 0 円</u>
		1 0 0 立方メートルを超え 5 0 0 立方メートルまで	<u>3 6 7 . 2 0 円</u>
		5 0 0 立方メートルを超えるとき	<u>4 1 0 . 4 0 円</u>
公衆浴場の汚水	1 立方メートルにつき	<u>1 6 . 2 0 円</u>	
その他の汚水	工事用	1 立方メートルにつき	<u>4 1 0 . 4 0 円</u>
	その他	1 立方メートルにつき	<u>1 8 3 . 6 0 円</u>

備考 (略)

2 から 4 まで (略)

(四日市市水道事業給水条例の一部改正)

第 3 6 条 四日市市水道事業給水条例 (昭和 3 5 年四日市市条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

改正後

(給水分担金)

第 1 8 条の 2 管理者は、給水装置の新設又は変更 (増径を行うものに限る。次条において同じ。) の工事申込者から、次の表に定める給水分担金を徴収

するものとする。ただし、臨時の用のために使用する給水装置（以下「臨時給水装置」という。）に係る給水分担金については、この限りでない。

#### 給水分担金

新設	メータ口径	給水分担金（メータ1個につき）
	20ミリメートル以下	<u>110,000</u> 円
	25ミリメートル	<u>176,000</u> 円
	40ミリメートル	<u>550,000</u> 円
	50ミリメートル	<u>990,000</u> 円
	75ミリメートル	<u>2,640,000</u> 円
	100ミリメートル	<u>5,500,000</u> 円
	150ミリメートル	<u>15,400,000</u> 円
	(略)	
(略)		

2 (略)

#### (工事負担金)

第18条の3 管理者は、工事申込者が給水装置の新設又は変更の工事を行う場合においては工事申込者から、次の表に掲げる区分に応じ、工事負担金を徴収するものとする。

区分		工事負担金
市が既設配水管の増径工事を行うとき	工事申込者が必要とする水量に要する管口径が50ミリメートル以下のもの	工事費の50パーセントの額 (当該金額が <u>550,000</u> 円を超える場合は <u>550,000</u> 円とする。)
	(略)	
(略)		

2 (略)

#### (料金)

第29条 料金は、次の表の基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

水道料金

料金 用途		給水料金（1か月につき）			
		基本 水量	基本料金	従量水量の区 分	従量料金 （1 m <sup>3</sup> 当た り）
一 般 用	口径 13 mm	5 m <sup>3</sup>	<u>946.00円</u>	6 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> 以下 11 m <sup>3</sup> 以上 20 m <sup>3</sup> 以下 21 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> 以下	<u>22.00円</u>  <u>135.30円</u>  <u>167.20円</u>
	口径 20 mm	5 m <sup>3</sup>	<u>1,496.00円</u>	31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下 51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以 下	<u>232.10円</u>  <u>295.90円</u>
	口径 25 mm	5 m <sup>3</sup>	<u>1,925.00円</u>	101 m <sup>3</sup> 以 上	<u>361.90円</u>
	口径 40 mm		<u>5,049.00円</u>	1 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下	<u>281.60円</u>
	口径 50 mm		<u>10,098.00円</u>		
	口径 75 mm		<u>23,760.00円</u>	51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以 下	<u>326.70円</u>
	口径 100 mm		<u>44,880.00円</u>		
	口径 150 mm		<u>110,990.00 円</u>	101 m <sup>3</sup> 以 上	<u>361.90円</u>

公衆浴場 用	20 0 m <sup>3</sup>	<u>11,550.00円</u>	201 m <sup>3</sup> 以 上400 m <sup>3</sup> 以下 401 m <sup>3</sup> 以 上	<u>37.40円</u>  <u>74.80円</u>
臨時用	5 m <sup>3</sup>	<u>3,685.00円</u>	6 m <sup>3</sup> 以上	<u>721.60円</u>
船舶用		<u>33,550.00円</u>	1 m <sup>3</sup> 以上	<u>295.90円</u>

2 から 4 まで (略)

改正前

(給水分担金)

第18条の2 管理者は、給水装置の新設又は変更（増径を行うものに限る。次条において同じ。）の工事申込者から、次の表に定める給水分担金を徴収するものとする。ただし、臨時の用のために使用する給水装置（以下「臨時用給水装置」という。）に係る給水分担金については、この限りでない。

給水分担金

新設	メータ口径	給水分担金（メータ1個につき）
	20ミリメートル以下	<u>108,000円</u>
	25ミリメートル	<u>172,800円</u>
	40ミリメートル	<u>540,000円</u>
	50ミリメートル	<u>972,000円</u>
	75ミリメートル	<u>2,592,000円</u>
	100ミリメートル	<u>5,400,000円</u>
	150ミリメートル	<u>15,120,000円</u>
	(略)	
(略)		

2 (略)

(工事負担金)

第18条の3 管理者は、工事申込者が給水装置の新設又は変更の工事を行う

場合においては工事申込者から、次の表に掲げる区分に応じ、工事負担金を徴収するものとする。

区分		工事負担金
市が既設配水管の増径工事を行うとき	工事申込者が必要とする水量に要する管口径が50ミリメートル以下のもの	工事費の50パーセントの額 (当該金額が <u>540,000円</u> を超える場合は <u>540,000円</u> とする。)
	(略)	
(略)		

2 (略)

(料金)

第29条 料金は、次の表の基本料金と従量料金との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

水道料金

料金 用途		給水料金 (1か月につき)					
		基本 水量	基本料金	従量水量の区 分	従量料金 (1m <sup>3</sup> 当 たり)		
一 般 用	口径 13mm	5m <sup>3</sup>	<u>928.80円</u>	6m <sup>3</sup> 以上	<u>21.60円</u>		
				10m <sup>3</sup> 以下			
				11m <sup>3</sup> 以上		<u>132.84円</u>	
	口径 20mm			5m <sup>3</sup>	<u>1,468.80円</u>	20m <sup>3</sup> 以下	<u>164.16円</u>
						21m <sup>3</sup> 以上	
						30m <sup>3</sup> 以下	
口径	5m <sup>3</sup>	<u>1,890.00円</u>	31m <sup>3</sup> 以上	<u>290.52円</u>			
			50m <sup>3</sup> 以下				
			51m <sup>3</sup> 以上			<u>290.52円</u>	
口径	5m <sup>3</sup>		<u>1,890.00円</u>	100m <sup>3</sup> 以下			
口径	5m <sup>3</sup>		<u>1,890.00円</u>	101m <sup>3</sup> 以上	<u>355.32円</u>		

25 mm			上	
口径 40 mm		<u>4,957.20円</u>	1 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 以下	<u>276.48円</u>
口径 50 mm		<u>9,914.40円</u>		
口径 75 mm		<u>23,328.00円</u>	51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 以下	<u>320.76円</u>
口径 100 mm		<u>44,064.00円</u>		
口径 150 mm		<u>108,972.00円</u>	101 m <sup>3</sup> 以上	<u>355.32円</u>
公衆浴場 用	20 0 m <sup>3</sup>	<u>11,340.00円</u>	201 m <sup>3</sup> 以上 400 m <sup>3</sup> 以下 401 m <sup>3</sup> 以上	<u>36.72円</u>  <u>73.44円</u>
臨時用	5 m <sup>3</sup>	<u>3,618.00円</u>	6 m <sup>3</sup> 以上	<u>708.48円</u>
船舶用		<u>32,940.00円</u>	1 m <sup>3</sup> 以上	<u>290.52円</u>

2 から 4 まで (略)

(四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成5年四日市市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の算定方法) 第15条 前条第1項の使用料の額	(使用料の算定方法) 第15条 前条第1項の使用料の額

は、次の表に定める基本料金と人数割の合計額とする。

区分	使用料（1箇月につき）
基本料金	1戸当たり <u>2,200円</u>
人数割	1人当たり <u>550円</u>

は、次の表に定める基本料金と人数割の合計額とする。

区分	使用料（1箇月につき）
基本料金	1戸当たり <u>2,160円</u>
人数割	1人当たり <u>540円</u>

（四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第38条 四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例（平成9年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 前条第1項の使用料の額は、次の表に定める基本料金と人数割の合計額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1箇月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1戸当たり <u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>1人当たり <u>550円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	区分	使用料（1箇月につき）	基本料金	1戸当たり <u>2,200円</u>	人数割	1人当たり <u>550円</u>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第15条 前条第1項の使用料の額は、次の表に定める基本料金と人数割の合計額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1箇月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1戸当たり <u>2,160円</u></td> </tr> <tr> <td>人数割</td> <td>1人当たり <u>540円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	区分	使用料（1箇月につき）	基本料金	1戸当たり <u>2,160円</u>	人数割	1人当たり <u>540円</u>
区分	使用料（1箇月につき）												
基本料金	1戸当たり <u>2,200円</u>												
人数割	1人当たり <u>550円</u>												
区分	使用料（1箇月につき）												
基本料金	1戸当たり <u>2,160円</u>												
人数割	1人当たり <u>540円</u>												

（市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第39条 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（平成25年条例第86号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
第1 使用料				
種別	金額			摘要
	基本料金	加算額		
入院料（入	診療報酬	特室A	<u>13,200円</u>	1日に

院時基本診療料及び入院時医学管理料を含む。）	算定方法		(助産の場合は12,000円)	つき
	による。	特室B	<u>6,600円</u> (助産の場合は6,000円)	〃
	〃	個室	<u>3,300円</u> (助産の場合は3,000円)	〃
	〃	特室 (増築棟)	<u>9,900円</u> (助産の場合は9,000円)	〃
	〃	個室 (増築棟)	<u>7,700円</u> (助産の場合は7,000円)	〃
	(略)			
(略)				
セカンドオペニオン料	<u>16,500円</u> を上限として管理者が定める額			〃
面談料	<u>11,000円</u> を上限として管理者が定める額			〃
(略)				
定期駐車場使用料	1台につき1箇月 <u>6,600円</u>			管理者が特に必要と認めた場合に限る。

## 第2 手数料

種別	金額	摘要
診断書料	<u>7,700円</u> を上限として管理者が定める額	1通
死亡診断書料	<u>3,300円</u> を上限として管理者が定める額	〃
死体検案書料		
証明書料	<u>1,100円</u> を上限として管理者が定める額	〃



改正前

別表（第2条関係）

第1 使用料

種別	金額			摘要
	基本料金	加算額		
入院料（入院時基本診療料及び入院時医学管理料を含む。）	診療報酬 算定方法 による。	特室A	<u>12,960円</u> (助産の場合は12,000円)	1日につき
	〃	特室B	<u>6,480円</u> (助産の場合は6,000円)	〃
	〃	個室	<u>3,240円</u> (助産の場合は3,000円)	〃
	〃	特室 (増築棟)	<u>9,720円</u> (助産の場合は9,000円)	〃
	〃	個室 (増築棟)	<u>7,560円</u> (助産の場合は7,000円)	〃
	(略)			
(略)				
セカンドオペニオン料	<u>16,200円</u> を上限として管理者が定める額			〃
面談料	<u>10,800円</u> を上限として管理者が定める額			〃
(略)				
定期駐車場 使用料	1台につき1箇月 <u>6,480円</u>			管理者が特に必要と認めた場合に

		限る。
--	--	-----

第2 手数料

種別	金額	摘要
診断書料	<u>7,560円</u> を上限として管理者が定める額	1通
死亡診断書料	<u>3,240円</u> を上限として管理者が定める額	〃
死体検案書料		
証明書料	<u>1,080円</u> を上限として管理者が定める額	〃

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
(四日市市総合会館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の四日市市総合会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市総合会館の集会施設の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市総合会館の集会施設の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。  
(四日市市新丁ひろば駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の四日市市新丁ひろば駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市新丁駐車場の使用許可に係る駐車料金から適用し、同日前に行う四日市市新丁駐車場の使用許可に係る駐車料金については、なお従前の例による。  
(四日市市地区市民センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の四日市市地区市民センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う地区市民センターの使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う地区市民センターの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。  
(四日市市市民交流会館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第4条の規定による改正後の四日市市市民交流会館条例別表の規定は、この条例

の施行の日以後に行う四日市市市民交流会館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市市民交流会館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市楠福社会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の四日市市楠福社会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠福社会館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市楠福社会館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市楠防災会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の四日市市楠防災会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠防災会館の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市楠防災会館の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市楠避難会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の四日市市楠避難会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠避難会館の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市楠避難会館の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の四日市市楠ふれあいセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠ふれあいセンターの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市楠ふれあいセンターの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市楠交流会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の四日市市楠交流会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠交流会館の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市楠交流会館の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市なや学習センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第10条の規定による改正後の四日市市なや学習センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市なや学習センターの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市なや学習センターの使用許可に係る

利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 2 第 1 1 条の規定による改正後の四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市文化会館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市文化会館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市茶室条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 3 第 1 2 条の規定による改正後の四日市市茶室条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う泗翠庵の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う泗翠庵の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市三浜文化会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 4 第 1 3 条の規定による改正後の四日市市三浜文化会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市三浜文化会館の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市三浜文化会館の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市障害者体育センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 5 第 1 4 条の規定による改正後の四日市市障害者体育センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市障害者体育センターの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市障害者体育センターの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(三重北勢健康増進センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 6 第 1 5 条の規定による改正後の三重北勢健康増進センター条例(次項において「新条例」という。)別表第 2、別表第 4 及び別表第 5 の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 1 7 新条例別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後に発行する回数使用券に係る使用料から適用し、同日前に発行する回数使用券に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 1 8 第 1 6 条の規定による改正後の四日市市少年自然の家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市少年自然の家の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市少年自然の家の使用許可に係る利用料金の上

上限額については、なお従前の例による。

(四日市市宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 第17条の規定による改正後の四日市市宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う宮妻峽ヒュッテの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う宮妻峽ヒュッテの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市すわ公園交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 第18条の規定による改正後の四日市市すわ公園交流館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市すわ公園交流館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市すわ公園交流館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市勤労者・市民交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 第19条の規定による改正後の四日市市勤労者・市民交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市勤労者・市民交流センターの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市勤労者・市民交流センターの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 第20条の規定による改正後の四日市市食肉地方卸売市場業務条例別表第2の規定は、平成31年10月分以後の四日市市食肉地方卸売市場の使用指定に係る使用料から適用し、平成31年9月分までの四日市市食肉地方卸売市場の使用指定に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 第21条の規定による改正後の四日市市農業研修センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市農業研修センターの使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市農業研修センターの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 24 第22条の規定による改正後の四日市市食肉センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年10月分以後の四日市市食肉センターの使用許可に係る使用料から適用し、平成31年9月分までの四日市市食肉センターの使用許可

に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市茶業振興センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 25 第23条の規定による改正後の四日市市茶業振興センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市茶業振興センターの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市茶業振興センターの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市ふれあい牧場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 26 第24条の規定による改正後の四日市市ふれあい牧場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市ふれあい牧場の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市ふれあい牧場の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(四日市市斎場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 27 第25条の規定による改正後の四日市市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市斎場の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市斎場の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(四日市市霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 28 第26条の規定による改正後の四日市市霊園条例(次項において「新条例」という。)第7条第1項の規定は、平成32年度(この条例の施行の日以後に使用許可を受けた墓地の管理料については、平成31年度)以後の年度の墓地の管理料から適用し、平成31年度(この条例の施行の日以後に使用許可を受けた墓地の管理料を除く。)以前の年度の墓地の管理料については、なお従前の例による。

- 29 新条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う使用許可に係る墓地の管理料から適用し、同日前に行う使用許可に係る墓地の管理料については、なお従前の例による。

(四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 30 第27条の規定による改正後の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に処理し、又は処分する廃棄物に係る手数料から適用し、同日前に処理し、又は処分する廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(四日市市北部墓地公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 31 第28条の規定による改正後の四日市市北部墓地公園条例第11条の規定は、

平成32年度（この条例の施行の日以後に使用許可を受けた墓地の墓地管理料については、平成31年度）以後の年度の墓地管理料から適用し、平成31年度（この条例の施行の日以後に使用許可を受けた墓地の墓地管理料を除く。）以前の年度の墓地管理料については、なお従前の例による。

（四日市市駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

32 第29条の規定による改正後の四日市市駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市営中央駐車場及び四日市市営本町駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

（四日市市自転車等駐車場等条例の一部改正に伴う経過措置）

33 第30条の規定による改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び四日市市近鉄四日市駅北自転車等駐車場の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

（四日市市再開発住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

34 第31条の規定による改正後の四日市市再開発住宅条例別表第2の規定は、平成31年10月分以後の再開発住宅の駐車場の使用料から適用し、平成31年9月分までの再開発住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（四日市市立視聴覚センター条例の一部改正に伴う経過措置）

35 第32条の規定による改正後の四日市市立視聴覚センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市立視聴覚センターの使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う四日市市立視聴覚センターの使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（四日市市立博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

36 第33条の規定による改正後の四日市市立博物館条例（次項及び第38項において「新条例」という。）第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可（以下この項において「特別利用許可」という。）に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお従前の例による。

37 新条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

38 新条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室及び講座室（以下この項において「特別展示室等」という。）の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（四日市市楠歴史民俗資料館条例の一部改正に伴う経過措置）

39 第34条の規定による改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

（四日市市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

40 第35条の規定による改正後の四日市市公共下水道条例第17条第1項の規定は、平成31年12月分（この条例の施行の日以後に公共下水道の使用を開始した場合にあっては、同年10月分）以後の月分として徴収する使用料から適用し、同年11月分以前の月分として徴収する使用料（この条例の施行の日以後に公共下水道の使用を開始した場合における使用料を除く。）については、なお従前の例による。

（四日市市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

41 第36条の規定による改正後の四日市市水道事業給水条例（次項において「新条例」という。）第18条の2第1項及び第18条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後に申込みのあった給水装置の新設又は変更（増径を行うものに限る。以下同じ。）の工事に係る負担金から適用し、同日前に申込みのあった給水装置の新設又は変更の工事に係る負担金については、なお従前の例による。

42 新条例第29条第1項の規定は、平成31年12月分（この条例の施行の日以後に給水を開始した場合にあっては、同年10月分）以後の月分として徴収する料金から適用し、同年11月分以前の月分として徴収する料金（この条例の施行の日以後に給水を開始した場合における料金を除く。）については、なお従前の例による。

（四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

43 第37条の規定による改正後の四日市市農業集落排水処理施設の設置及び管理



に関する条例第15条の規定は、平成31年10月分以後の月分の使用料から適用し、同年9月分以前の月分の使用料については、なお従前の例による。

(四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

44 第38条の規定による改正後の四日市市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例第15条の規定は、平成31年10月分以後の月分の使用料から適用し、同年9月分以前の月分の使用料については、なお従前の例による。

(市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

45 第39条の規定による改正後の市立四日市病院使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の診療、診断書の交付等に係る使用料等から適用し、同日前の診療、診断書の交付等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(総務部総務課)